


# 太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発に対する 林野庁の取組について



令和3年9月

**林野庁**

# 森林の保全と適正な利用に関する森林法の規制

- 森林の有する公益的機能の適切な発揮を確保するため、森林法に基づく保安林制度や林地開発許可制度等により、森林の保全と適正な利用を図っているところ。
- 公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林に指定し、開発行為を厳しく抑制する一方で、規制に伴う損失補償や、税制の優遇を措置。
- 保安林以外の私有林における開発行為については、都道府県知事権限の林地開発許可制度により規制。

## ● 森林の保全と適正な利用に関する森林法の規制

### 森林法の目的

- 森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

### 森林を保全する制度

#### 保安林制度

- 公益的機能の発揮が特に要請される森林について、森林法に基づき保安林に指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制。
- 規制に伴う損失補償や、税制の優遇措置。

#### 林地開発許可制度

- 開発行為によって森林の機能が失われることによる災害の防止等を図るため、保安林以外の私有林における開発行為を規制。

## ● 森林法に基づく開発規制や手続きの区分

一般の私有林 (右記以外)	保安林 (=公益的機能の発揮が特に求められる森林)
1haを超える場合 <b>林地開発許可 (知事権限)</b>	<b>保安林の 指定解除 (大臣又は 知事権限)</b>
1haを超えない場合 <b>伐採届 (市町村長権限)</b>	保安林内作業許可 (知事権限)

# 林地開発許可制度の概要

- 開発行為によって森林の機能が失われることによる災害の防止等を図るため、保安林以外の民有林における林地開発について許可制を導入。
- 具体的には、1 haを超える土地の形質変更について、「災害の防止」等の4つの要件を満たす場合に、都道府県知事が、市町村長の意見を聴いた上で許可することとし、無許可開発や違反行為に対して監督処分により中止命令や復旧命令を実施。

## ● 林地開発許可の対象となる森林

地域森林計画の対象となる民有林

## ● 林地開発許可の対象となる開発行為

1 haを超える土石の採掘や林地以外への転用などの土地の形質の変更を行う開発行為

## ● 監督処分

- 無許可開発や申請と異なる内容での開発に対して、中止命令や復旧命令の監督処分を実施
- 監督処分に従わない場合は、告発や行政代執行を実施

## ● 罰則

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

## ● 林地開発許可の要件

都道府県知事は、申請が以下の4つの要件を満たしていると認めるときは許可しなければならない

### 災害の防止

開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと

- 土工、法面保護の適切な実施や、排水施設等の防災施設の設置等

### 水害の防止

開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと

- 洪水調節池の適切な設置等

### 水の確保

開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと

- 貯水池や導水路の適切な設置等

### 環境の保全

開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと

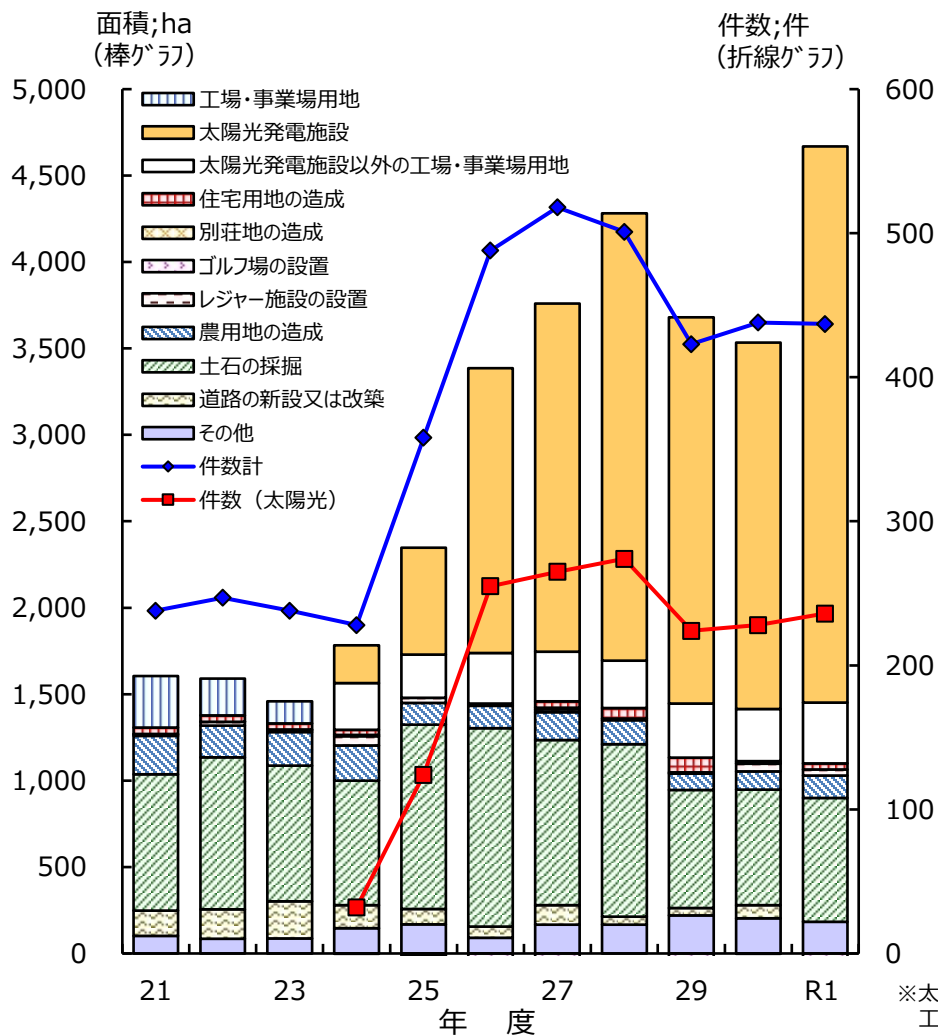
- 残置森林等の適切な配置

## ● 都道府県森林審議会、関係市町村長の意見聴取

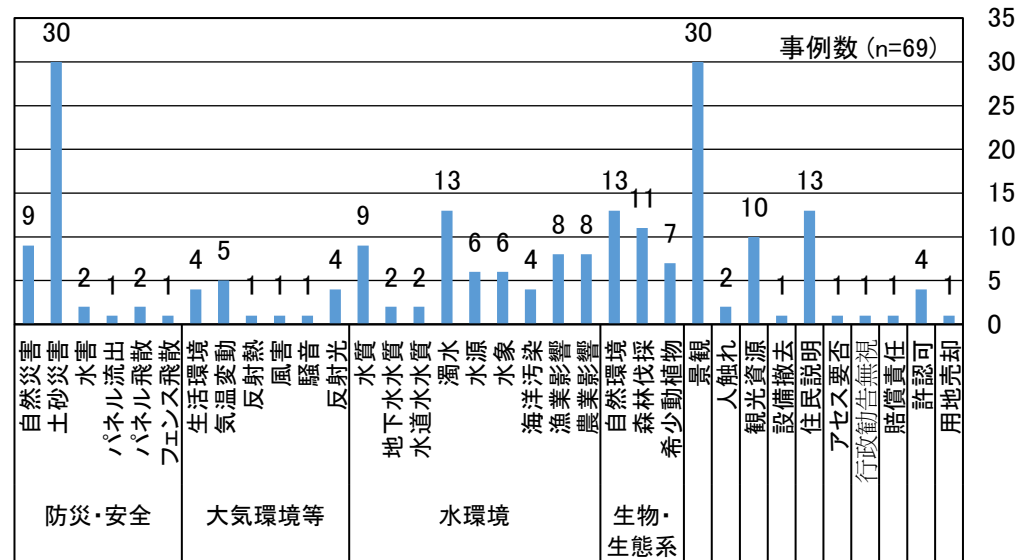
# 太陽光発電施設の設置を目的とした開発

- F I T 制度の創設（平成24年）以降、森林での太陽光発電施設の設置を目的とした開発が増加し、大規模な土地改変を伴う事例や、地域住民の反対運動が起こる事例が発生。
- 全国知事会等から地域との共生のため、太陽光発電に係る規制整備等の要望。

## 林地開発許可処分の推移



○報道状況からみた太陽光発電事業における項目ごとの問題事例整理結果 (2016年1月1日～2018年7月11日の新聞報道より集計)



出典：環境省「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」(2019年3月) (<https://www.env.go.jp/press/files/jp/110948.pdf>)

【事例】  
人家等の裏に太陽光発電施設が設置され、一部に崩壊が生じた事例



※太陽光発電施設 (H23以前) は工場・事業場用地の内数

# 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則

- 林野庁では、地域住民による設置反対運動が見られることや、全国知事会等からの要望を踏まえ、太陽光発電に係る林地開発の特殊性を踏まえた許可基準を検討するため、令和元年6月に有識者検討会を設置。
- 検討結果を踏まえ、太陽光発電施設の設置に関する林地開発許可基準の運用細則を定め、令和元年12月に都道府県知事宛て通知。主な内容は、自然斜面のまま発電施設を設置する場合の防災施設の内容や、排水施設の計画、地表保護のための措置、残置森林の配置などの基準を整備。

## 太陽光発電施設の特殊性の例

- 現地形に沿って設置が可能
- 不浸透性のパネルで地表の大部分が被覆されるため、雨水が地中に浸透しにくい
- パネルの遮光によりその下の地表が長期にわたり裸地または草地のままとなる
- 採光を優先するため、森林は障害物として取り扱われる

## 運用細則の主な内容

- 施設の設置区域の**平均傾斜度が30度以上の自然斜面**である場合に、**擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置**すること
- 排水施設の計画に係る雨水流出量の算出に用いる**流出係数は0.9~1.0**とすること
- 表面流を分散させるための**柵工、筋工等の措置**や、地表保護のための**伏工による植生の導入等の措置**を適切に講じること
- 残置森林及び造成森林を合わせた森林率はおおむね25%（**うち、残置森林率はおおむね15%**）以上とし、**原則として周辺部に配置**するとともに、**尾根部については原則として残置森林を配置**すること
- **住民説明会の実施等の取組を配慮事項**とすること

# 違反行為への対応

- 無許可開発や申請と異なる内容での開発については、行政指導により是正を求めつつ、是正が図られない場合や、違反行為が悪質な場合等には、開発行為の中止（中止命令）や、復旧に必要な措置の指示（復旧命令）を実施。

## 是正措置の状況（件数、（）内は太陽光発電に係るもの）

	行政指導	監督処分	
		中止命令	復旧命令
平成29年度	<b>317</b> (79)	<b>6</b> (4)	<b>23</b> (7)
平成30年度	<b>331</b> (91)	<b>3</b> (1)	<b>26</b> (9)
令和元年度	<b>294</b> (62)	<b>3</b> (1)	<b>12</b> (3)

※ 同一違反行為に係る是正措置が2以上にわたる場合であっても、そのすべてを計上

## 監督処分の例（太陽光発電施設の設置目的）

### A県

無許可で1haを超える開発行為を行ったことから復旧に関する措置を講じるよう行政指導したが、従わないため、令和元年8月に復旧命令。

### B県

許可後に、防災施設の計画内容を無断で変更し工事を実施したため、行政指導するとともに、加えて、許可区域外を無断で開発したため、令和2年5月に中止命令及び復旧命令。

### C県

許可後に、防災施設を先行設置せず、また、計画内容を無断で変更し工事を実施したため、令和3年3月に中止命令。



# 林地開発を巡る情勢に対する今後の対応

- ・ 国と都道府県が連携し、制度の適正な執行に向け、事例分析や情報共有、実態把握を深化。

## ① 新たな許可基準の適正な運用

- 令和元年に林野庁より通知した太陽光発電施設の設置に関する林地開発許可基準について、都道府県の運用実態の把握を行うとともに、基準が的確に適用されるよう国として助言・指導。

## ② 違反行為に対する適切な対応

- 違反行為に対する行政指導や監督処分在全国的な取組状況を都道府県と共有し、執行体制を支援。
- 違反行為に対する行政指導や監督処分の事例分析をした上で、都道府県と共有し、執行体制を支援。

## ③ 小規模林地開発の実態把握

- 伐採届により確認される森林以外への転用案件について、衛星写真も活用して土砂流出等の発生状況について実態を把握。